平成２６年（フ）第１２号
兵庫県尼崎市建家町56番地　ソーシャルコート尼崎303号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目25番18号　岡田マンション302号
債務者　外囿チズ子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７号
兵庫県芦屋市清水町２番27―108号
債務者　重信　善輝
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９８号
岡山市北区富町２―15―21河田病院、住民票上の住所岡山市東区西大寺松崎174番地２コーポロゼ103号
債務者　田中　　圭
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１２号
広島市南区東雲本町２丁目21番17―802号
債務者　曽我部秀佳
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７４号
広島市佐伯区美鈴が丘東３丁目９番16号
債務者　曾田　智彦
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６６号
徳島市八万町川南103番地　近藤第３ビル202号、旧住所徳島市八万町内浜170番地の３
債務者　田本　紗織（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６０号
愛媛県今治市蒼社町１丁目５番29号、旧住所愛媛県今治市別宮町１丁目１番地18
債務者　吉井　玉実
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１３７号
福岡県飯塚市潤野1296番地117
債務者　川上　能史
1　決定年月日時　平成26年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第５５９号
北九州市小倉北区大手町13番13―702号、住民票上の住所北九州市小倉南区上石田４丁目14番15号
債務者　増田　千里
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７５０号
北九州市小倉南区上吉田３丁目21番18号
債務者　徳田イソ子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２６６号
兵庫県明石市魚住町鴨池６番地の12　パラドール魚住Ⅱ305号、前住所兵庫県明石市二見町西二見2001番地の18　土山駅前スカイハイツＣ―1203号
債務者　宮本　大造
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
兵庫県明石市二見町福里415番地の１　ソレイユ土山Ⅰ203号
債務者　左着　稔幸
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
兵庫県神戸市西区福吉台１丁目８番地の１201号
債務者　有江麻衣子
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第４号
兵庫県明石市西明石町２丁目10番６号　ガーデンハイツ101号
債務者　伊勢田將文
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
神奈川県横須賀市久里浜台２丁目11番５号
債務者　西村　祐子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第７８８号
北九州市門司区下二十町１番１―1102号
債務者　齊藤　通子
1　決定年月日時　平成26年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第９８５号
神戸市長田区五番町４丁目１番地　長田中住宅208号
債務者　谷岡　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部